

男鹿まるごと売込課ソーシャルメディア運用方針

令和7年8月20日策定

1 ソーシャルメディアの種類

LINE、Facebook

2 アカウントの名称及び URL

種類	名称	URL
Face Book	男鹿日本海花火	https://www.facebook.com/hanabi.oga/?locale=ja_JP
LINE	男鹿市ふるさと納税 (@017qstea)	https://line.me/R/ti/p/@017qstea
	秋田県男鹿市 楽天市場店 (@907jrtec)	https://line.me/R/ti/p/@907jrtec

3 担当所属名

男鹿市観光文化スポーツ部男鹿まるごと売込課

4 利用目的及び内容

男鹿まるごと売込課では、市外在住者向けに、本市ふるさと納税返礼品や男鹿日本海花火の情報発信等を行い、本市ふるさと納税寄附受入額増加に繋げることや男鹿日本海花火に関する情報を幅広く周知することを目的とし、ソーシャルメディア（以下 SNS）を活用する。

5 運用方法

運用担当者は、閲覧及び投稿等を自由に行うことができる。

原則として開庁時間内（平日の午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分）に、運営者が必要に応じて不定期に投稿する。なお、この時間帯以外にも必要に応じて投稿する場合がある。ただし、閲覧者からの投稿記事に対するコメントやメッセージへの返信は原則行わない。

6 個人情報の取扱い

SNS で取得した個人情報については、男鹿市個人情報保護条例に準じて適切に取り扱う。

7 著作権

- (1) SNS に掲載されている個々の情報（文章、写真、画像、動画など）に関する著作権は、男鹿まるごと売込課に帰属する。
- (2) SNS の内容について、「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合、または、転載の対象となる記事の内容を改編せず、また出所を明記する場合を除き、無断で複製・転載することはできない。

8 禁止行為

運用担当者が SNS に投稿するにあたり、次の事項に該当する行為は禁ずる。禁止行為であると運用責任者が判断した場合には、事前に通告することなくコメントを削除する、または、利用制限等を行う場合がある。

- (1) 公序良俗に反する内容
- (2) SNS の掲載内容に対して著しく乖離する内容
- (3) 男鹿市または第三者を誹謗、中傷し、または名誉もしくは信用を傷つける内容
- (4) 政治活動、選挙活動、宗教活動またはこれらに類似する内容
- (5) 違法、又は反社会的な内容
- (6) 商品、店舗、会社の宣伝など商業目的の内容
- (7) 男鹿市または第三者の著作権、肖像権、その他知的財産権を侵害する内容
- (8) その他ページ運用責任者が不適切と判断した内容

9 免責事項

- (1) SNS への投稿は細心の注意を払って行うが、情報の正確性、完全性、有用性について保証するものではない。
- (2) SNS を利用することで生じた直接・間接的な損失について、運用者は一切責任を負わないものとする。
- (3) SNS の内容は予告なく変更することがある。
- (4) 運用責任者は、運営が困難になった場合、または情報を提供するにそぐわない理由がある場合は、予告なく運用方針の変更や運用方法の見直しまたは中止をする場合がある。
- (5) SNS に掲載される情報は、男鹿まるごと売込課が発信するものだが、SNS そのものを運営・管理しているのは男鹿まるごと売込課ではないため、予め以下の点を了承の上利用すること。

- ア SNS 上に、男鹿まるごと売込課が発信する情報以外に、本市と無関係の広告などが表示されることがある。
- イ 予告なしにシステムが停止する可能性や、仕様が変更となることがある。